

評価手順書（加算方式）

1. 落札方式及び総合評価点の計算

(1) 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、(2) 総合評価点の計算によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 評価項目一覧の提案要求事項に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たす提案書等を提出していること。

(2) 総合評価点の計算

総合評価点 = 技術点 + 価格点

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分 $\times$ (1 - 入札価格 $\div$ 予定価格)

※技術点と価格点の点数配分については入札公告に記載のとおり。

2. 提案書等評価の手続

(1) 一次評価

ア 評価項目一覧の遵守確認事項のうち「遵守確認」欄に全て「○」が記入されている（遵守確認事項の設定がない場合は省略）。

イ 評価項目一覧の提案要求事項のうち評価区分が必須の「提案書ページ番号」欄に提案書のページ番号が記入されている。

ウ 評価項目一覧の添付資料のうち提案の要否が必須の「提案書ページ番号」欄に提案書のページ番号が記入されている。

(2) 二次評価

(1) 一次評価に合格した提案書等に対し、3. 技術点の評価方法に基づき採点を行う。この際、評価項目一覧の提案要求事項のうち評価区分が必須とされた項目の得点（基礎点）が一項目でも0点となった場合、その入札者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（加点部分の点数）の平均（小数第3位切捨て）を加点とし、基礎点と合計したものを技術点とする。

3. 技術点の評価方法

(1) 技術点の得点配分

技術点は基礎点と加点の二種類に分かれており、それぞれの得点配分は評価項目一覧の提案要求事項のうち「得点配分」欄に記載のとおり。

(2) 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項のうち評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる（基礎点を評価する際の観点、評価項目一覧の提案要求事項のうち「評価の観点」欄を参照のこと。）。

(3) 加点評価（一部評価項目は減点評価を行う）

ア 加点は、特定の提案要求事項について設定されており、評価項目一覧の提案要求事項のうち「評価の観点」欄に記載に沿って評価を行う。

イ 減点は、賃上げの実施表明にかかる提案要求事項について設定されており、評価項目一覧の提案要求事項のうち「評価の観点」欄に記載に沿って評価を行う。

具体的には、過去にいずれかの省庁について入札時に賃上げの実施表明を行ったにも関わらず賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合（財務省から当省宛に減点対象企業、減点対象期間などの通知を受理した場合）には減点評価を行う。